

## 第 23 期海区漁業調整委員会委員候補者の募集要領（期間延長）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 139 条第 1 項の規定に基づき、海区漁業調整委員会委員の候補者を下記の方法により募集する。

### 1 募集定数

(1) 佐賀県有明海区漁業調整委員会委員

- ① 漁業者委員 7 名
- ② 学識経験委員 2 名
- ③ 中立委員 1 名

(2) 松浦海区漁業調整委員会委員

- ① 漁業者委員 7 名
- ② 学識経験委員 2 名
- ③ 中立委員 1 名

### 2 任期

令和 7 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

### 3 身分

佐賀県特別職の非常勤職員

### 4 報酬

佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 28 年条例第 7 号）の規定に基づき支給する。

### 5 職務内容

- (1) 漁業に関する事項に係る知事への答申及び建議
- (2) 漁業権の適格性等の認定
- (3) 入漁権紛争当事者の裁定
- (4) 水産動植物の採捕制限に関する指示
- (5) その他漁業調整に関する事項

### 6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

推薦を受ける者及び応募する者の資格は、各委員それぞれ下記のすべての要件を満たす者

(1) 漁業者委員

- ① 漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者
- ② 海区漁業調整委員会が設置される海区に沿う市町の区域内に住所又は事業場を有する者
- ③ 漁業者又は漁業従事者で、1 年に 90 日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者（以下、「90

日要件者」という)。ただし、海区漁業調整委員会委員又は漁業協同組合の役員であつて、その委員又は役員に就任する際に 90 日要件者であった者は、在任中に行われる募集又は退任後最初に行われる募集については、90 日要件者でない場合であっても、90 日要件者とみなす。

④ 次のいずれにも該当しない者

ア) 年齢満 18 年未満の者

イ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ) 県議会の議員

オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

(2) 学識経験委員

① 漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者

② 資源管理及び漁業経営に関する学識経験並びに指導普及経験を有する者又は当該海区で課題とされている事項に関し学識経験及び指導普及経験を有する者

③ 次のいずれにも該当しない者

ア) 年齢満 18 年未満の者

イ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ) 県議会の議員

オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

(3) 中立委員

① 漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者

② 海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者

③ 次のいずれにも該当しない者

ア) 年齢満 18 年未満の者

イ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ) 県議会の議員

オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

## 7 推薦及び応募の方法

### (1) 委員推薦書及び委員申込書

- ① 個人が推薦する場合-----様式第1号
- ② 法人又は団体が推薦する場合-----様式第2号
- ③ 個人で応募する場合-----様式第3号

### (2) 提出先

佐賀県農林水産部水産課

〒840-8570 佐賀市城内1丁目1番59号 新館10階

### (3) 受付期間

令和6年9月17日(火)から令和6年10月16日(水)25日(金)まで(期限内必着)

なお、持参の場合の受付は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで

### (4) 受付方法

郵送(書留郵便に限る)又は持参

### (5) その他

- ① 推薦及び応募に係る書類は返却しない。
- ② 推薦及び応募に係る経費は、全て推薦者及び応募者が負担する。
- ③ 推薦書及び申込書に記載された内容を確認するため、必要に応じて関係機関に照会することがある。
- ④ 必要に応じて追加資料の提出を求められることがある。

## 8 選任方法及び結果の通知

提出された書類を基に、海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会(以下、「評価委員会」という)が被推薦者及び応募者の評価を行い、その結果を知事に報告する。

知事は、評価委員会の報告並びに法第138条第5項及び第8項の規定を考慮し、委員候補者を決定し、議会の同意を得たうえで、佐賀県有明海区漁業調整委員及び松浦海区漁業調整委員を任命する。

なお、候補者決定後、推薦者、被推薦者及び応募者に選考結果を文書で通知する。

## 9 推薦及び応募状況等の公表

推薦・募集期間の中間及び終了後に、県ホームページにおいて以下の内容を公表する。

### (1) 個人が推薦する場合

- ① 推薦者の氏名、職業、年齢、性別及び推薦の理由
- ② 被推薦者の氏名、職業、年齢、性別、経歴、漁業者又は漁業従事者であるか否かの別及び漁業者・漁業従事者である場合は漁業経営の状況

### (2) 法人又は団体が推薦する場合

- ① 法人又は団体の名称、設立目的、代表者の氏名、構成員の数、構成員の資格、推薦をする者の役職及び推薦の理由
- ② 被推薦者の氏名、職業、年齢、性別、経歴、漁業者又は漁業従事者であるか否かの別及び漁業者・漁業従事者である場合は漁業経営の状況

### (3) 個人で応募する場合

- ① 氏名、職業、年齢、性別、経歴、応募の理由、漁業者又は漁業従事者であるか否かの別及び漁業者・漁業従事者である場合は漁業経営の状況

- (4) 推薦を受けた者の数並びにそのうちの漁業者及び漁業従事者の数
- (5) 応募した者の数並びにそのうちの漁業者及び漁業従事者の数

## 10 問合せ先

佐賀県農林水産部水産課

(住所) 〒840-8570 佐賀市城内1丁目1番59号 新館10階

(電話番号) 0952-25-7145

(FAX番号) 0952-25-7274

(メール) [suisan@pref.saga.lg.jp](mailto:suisan@pref.saga.lg.jp)